

## 第 8 回船橋市入札監視委員会議事概要

1. 日 時 平成 19 年 11 月 16 日 (金) 午後 2 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分
2. 場 所 船橋市役所 6 階入札室
3. 出席者 委員 片岡寛委員・小泉俊雄委員・宮澤潤委員 (全員出席)  
事務局 上村財政部長・小川契約課長ほか契約課職員 4 名  
工事担当課 湯浅下水道部長・黒松建築部長・横山都市整備部長・小山医療センター事務局長・宇賀下水道計画課長・高橋下水道建設第二課長・雨田河川整備課長・横井船橋駅南口再開発事務所長・宮川建築課長・野々村医療センター総務課長ほか工事担当課職員 6 名

### 4. 概 要

#### 議題 1 入札及び契約手続の運用状況等の報告について

事務局より平成 19 年 4 月 1 日から平成 19 年 9 月 30 日までの間の入札及び契約手続の運用状況等について報告を行った。

#### 議題 2 抽出事案の説明について

ダイレクト型一般競争入札 200 件・随意契約 26 件の合計 226 件の工事の中から抽出された、ダイレクト型一般競争入札 6 件・随意契約 1 件の合計 7 件の工事について、抽出理由の説明を行った。

#### 議題 3 抽出事案の審議について

飯山満幹線管渠布設工事 (その 2) 《ダイレクト型一般競争入札》

##### 【主な質問・意見等】

かなり低価格での入札であるが、複数の業者が低入札価格調査基準価格を大幅に下回ったのはどのような理由が考えられるか。

落札業者からの事情聴取によると、県内での実績づくりや、推進工事の件数が少

なくなってきているため会社の技術継承として是非とも推進工事を取りたかったいと聞いている。

また、発注時期が防衛施設庁がらみの指名停止期間明けの入札ということも要因としてあるのかと推測される。

積算価格が高すぎるということはないか。

設計は千葉県積算基準を使用している。これは国土交通省の基準に準拠しており、必要に応じて改定されている。このような低入札事案が全国で頻繁すると、国土交通省が基準を見直す可能性はある。

低入札価格審査委員会の審査では、実際にどのような確認をしているのか。

業者からの工事費内訳書をチェックし、市の設計価格と大きな差異が生じている部分について説明を受けている。また、今後の作業における施工監理・現場管理等についても安全で品質が良いものを納めることができるか確認している。

発注者側としては低入札価格調査基準価格を下回った入札や設計金額が1億円を超えるものについては中間検査を行うとともに、定期的に現場パトロールを実施している。

#### 船橋市立医療センター緩和ケア棟増築その他改修建築工事《ダイレクト型一般競争入札》 【主な質問・意見等】

落札率93%というのは、高いと思うが。

事務手続から入札までの期間に資材の高騰があり、鉄筋や仮枠材等が20%~30%一気に上がった時期なので、こういう結果になったと思われる。

応札者が少ないのは参加条件が厳しいのではないか。

ここ数年の大規模な建築工事については、JV方式で発注してきた。JVの組み合わせは地域要件を外した1300点以上と、市内のAクラスということでずっと行ってきたが毎回3社くらいの参加であるため、今回はJV方式ではなく単体発注としてみた。参加業者数はもう少し伸びるだろうと考えていたが、残念ながら結果は4社であった。

#### 京成船橋駅接続デッキ化粧カバー工事 京成船橋駅接続デッキ電気設備工事《ダイレクト型一般競争入札》

##### 【主な質問・意見等】

当初、1つの工事として発注した時は、応札者がなかったということだが、分離発注して、高くなったのか、安くなったのか。

当初の入札で1社応募があったが、その1社が指名停止になり入札中止とした。

分離発注の方が結果的に安くなっている。

応札者がなかったり、或いは参加者に入札資格がなかったのであれば随意契約という方法は考えなかったのか。

分離発注することで電気や建築の登録業者が参加してくることを見込んで、一般競争入札で再度発注した。随意契約は最後の手段と考えている。

西浦下水処理場高度処理機械設備工事（その6） 西浦下水処理場遮集ポンプ設備更新工事（その3）《ダイレクト型一般競争入札》

#### 【主な質問・意見等】

過去の受注実績を求めると、随意契約と同様にならないか。

条件に適合する業者は10数社あるため、特定の事業者を指定する随意契約とは違うものと考えている。

1社しか参加がなかったというのは、どのような理由からか。

平成12年は9社参加している。13年が10社、15年が10社、16年が9社、18年で1社だった。過去にそれだけやってきて、あそこには勝てないという意識が出てきたのかもしれない。

また、ここ数年は、プラントメーカーはかなり指名停止になっているので、その辺も影響していると思われる。

西浦下水処理場の過去の工事を見ると、発注内容や業種により請負業者が偏って決まっている感じがする。一般競争入札なのに、ちょっと奇異に感じるがこれは専門分野が決まっているから仕方がないと。

既設の工事が絡み、施設を動かしながら直していくとなると、内容が分からない部分があるため、新しい業者は大手であっても一歩引くのかもしれない。

このような事案にダイレクト型一般競争入札が適切であるのか、また本当に競争は働いているのか疑問になる。

船橋市の下水処理場は2箇所あり、もう1箇所として高瀬下水処理場がある。こちらは施設が新しいため更新工事ではなく、新設工事だが1社入札ということではなく、同じ施設であっても別の業者が落札している。

排水整備工事（その4）《随意契約》

#### 【主な質問・意見等】

随意契約としたのはなぜか。

かなり古い排水管が民地へ入っており、老朽化が激しく陥没の恐れもあるということで地元から要望を受けたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、近隣で施工する下水道工事の請負業者へ随意契約とした。

随意契約にしては、入札回数が6回と多いが。

予定価格は公表していないので、業者としては下げ幅を少なく入札を重ね、より有利な価格で落札したいところからと思われる。

下水道工事の請負業者に随意契約で発注することで経費の節減につながるという説明だが、どのくらいの経費の節減になるのか。

設計金額で93万4500円の節減になっている。また、下水道工事の請負比率が85%だったため、結果的に最も有利な節減額で発注出来たということになる。

#### 議題4 その他

次回の開催予定は平成20年5月とする。